

事業者支援金交付要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、コロナ禍において原油価格や電気・ガス料金を含む物価の高騰の影響を受けている町内事業者の負担軽減を図るため、町内事業者に対し事業者支援金（以下「当該支援金」という。）を交付することについて、必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第2条 この要綱における町内事業者とは、令和4年7月1日現在で古平町内に主たる事務所もしくは事業所を有して経営を行っている中小企業基本法（昭和38年法律第154号）（以下「法」という。）第2条に規定する中小企業者、小規模企業者又は個人事業主のことをいう。

(交付対象者)

第3条 当該支援金の交付対象者は前条に掲げる町内事業者とする。

(交付対象経費)

第4条 当該補助金の補助対象経費は、令和4年1月1日から令和4年12月31日までに事業目的で支出した経常的経費とする。

(交付金額)

第5条 当該支援金の交付金額は次のとおりとする。

- (1) 法人 上限10万円
- (2) 個人事業主 上限5万円

(交付申請書兼請求書の提出)

第6条 当該支援金の交付を受けようとする町内事業者は、事業者支援金交付申請書兼請求書（様式第1号）に次に掲げる書類等を添付して町長に提出するものとする。

- (1) 領収書等（宛名が法人名又は個人事業主と分かるもの。口座振替等の場合は、該当箇所の通帳の写し等。）
- (2) 振込先口座が確認できる書類
- (3) 本人確認が出来る書類
- (4) 前各号に定めるもののほか、町長が必要と認める書類

(交付申請の期間)

第7条 交付申請の期間は令和4年7月1日から令和5年1月31日までとする。

(交付の決定等)

第8条 町長は、第6条に規定する書類等を審査し、交付の決定をしたときは、事業者支援金交付決定通知書（様式第2号）により、不交付の決定をしたときは事業者支援金不交付決定通知書（様式第3号）により通知するものとする。

（支援金の交付）

第9条 町長は、前条の規定により交付決定をしたときは、速やかに様式第1号に記載された口座へ支援金を振り込まなければならない。

（支援金の返還）

第10条 町長は、申請者が偽りその他不正の手段により当該支援金の交付を受けたことが認められた場合は、当該支援金の交付決定の全部又は一部を取り消すことができる。

2 町長は、前項の規定により当該支援金の交付決定を取り消すべき申請者に対し、当該支援金の交付決定の全部又は一部を取り消す旨を通知するとともに、期限を定めて当該支援金の返還を命ずるものとする。

3 前項の場合において、町長は補助金の返還を命ずるべきものに対し、古平町補助金等交付規則第19条の規定により違約加算金及び違約延滞金を請求することができるものとする。

（その他）

第11条 この要綱に定めるもののほか、この事業の施行に関し必要な事項は、町長が別に定める。

附 則

1 この要綱は、公布の日から施行し、令和5年3月31日限り、その効力を失う。